

岐阜県中津川市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和元年9月27日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和元年10月4日（金） 5時限目 13：15～14：05
- 2 場 所 岐阜県立坂下高等学校
岐阜県中津川市624-1
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 中部事務所職員
- 4 対象者 岐阜県立坂下高等学校普通科 第3学年
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和元年10月3日（木）15時までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課

電話 052-961-9421（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 企業が競争をやめてカルテルを結ぶと私たちの暮らしにどのような影響が及ぶのかが分かった。(生徒)
- 独占禁止法がどれだけ大切な法律なのか知ることができた。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
H28年度	54校	33校	109校
H29年度	45校	59校	110校
H30年度	61校	54校	121校

【お問い合わせ先】

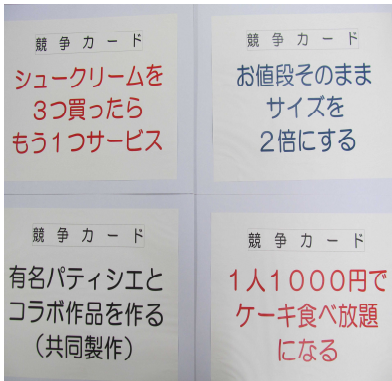
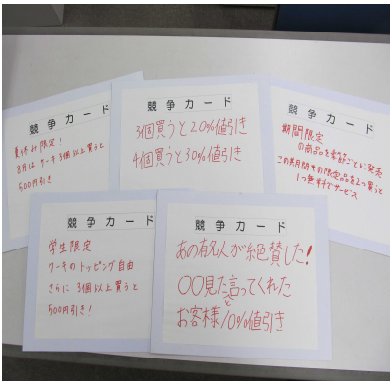
公正取引委員会事務総局中部事務所

総務課 担当：塚本，大山

TEL 052-961-9421（直通）

授業構成

※以下は参考例であり、開催校の希望に応じて、内容が変更になる場合があります。

時間	授業内容等	生徒の学習活動
導入 10分	【キーワードを示して理解目標の設定】 >市場経済 >競争 >カルテル >独占禁止法 >公正取引委員会	市場経済の仕組み、競争の必要性、独占禁止法の概要等を総合的に理解してもらいます。
展開 20分 ①	【ゲームを通じてのキーワードの理解】 クラスを複数のグループに分け、他のグループと価格競争やサービス競争を行い、消費者を獲得するゲームを行います。 ① 消費者としてサービスの異なるケーキショップからどのサービスのお店でケーキを購入したいか選んでもらいます(サービスの内容については講師があらかじめ用意します。) ② 各グループはケーキショップ(事業者)となり、①のケーキショップのサービスより魅力的なサービスを考えて、より多くの消費者を獲得できるよう販売方法(競争カード)を考えてもらいます。そして、各グループの代表者に消費者(クラスメイト)の前で、より多くの顧客を獲得できるよう、競争カードの内容についてCM(プレゼンテーション)をしてもらいます。各グループのCM後に、①と同様、消費者としてどのケーキショップでケーキを購入したいか選んでもらいます。	競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解してもらうとともに独占禁止法違反行為による消費者のデメリットについても理解してもらいます。
	【①のサービス例】  【②で実際に生徒が考えたサービス】 	

時間	授業内容等	生徒の学習活動
展開 ②	【実例紹介】 身近な商品等についての「独占」や「カルテル」などの実例等を紹介します。 例：旅行会社による修学旅行の価格カルテル事件 小売店が野菜を１円で継続的に販売したことによる不当廉売事件 アイスクリーム製造販売会社が小売店に行った再販売価格の拘束事件	独占禁止法が日常生活に結び付いていることを実感して、問題意識を高めてもらいます。
展開 ③	【模擬立入検査・模擬事情聴取】 公正取引委員会の審査官（検査担当）となって、独占禁止法違反の疑いのある会社への立入検査や会社の担当者への事情聴取を体験してもらいます。 立入検査をするときには「審査官証」を相手方に提示する必要があります。 生徒には、実際に公正取引委員会の審査官が使用する「審査官証」（レプリカ）を使った模擬立入検査を行ってもらい、模擬事情聴取により会社の担当者（供述人）から「供述調書」に署名押印をもらいます。 例：先生→違反した会社の社長（担当者）役、 生徒→公正取引委員会の審査官役（２名）  「審査官証」を提示する審査官役の生徒。	公正取引委員会の業務を体験することにより理解してもらいます。
まとめ	【まとめ】 ★市場経済の仕組み ★企業間競争の重要性 (競争による消費者の利益) ★独占禁止法の役割 【質疑応答】  公正取引委員会マスコットキャラクター 「どっきん」	授業のまとめを行うとともに、授業中の疑問点等について解消してもらいます。

令和元年度（平成 31 年度）における中部事務所の独占禁止法教室開催実績

番号	開催日	学校名
1	平成 31 年 4 月 12 日	愛知大学 法学部「経済法Ⅰ」受講者
2	平成 31 年 4 月 19 日	中京大学 法学部「経済法 A・B」受講者ほか
3	平成 31 年 4 月 19 日	椙山女学園大学 現在マネジメント学部「経済法 A」受講者
4	令和元年 5 月 9 日	名古屋大学 法学部「経済法」受講者
5	令和元年 6 月 4 日	中部学院大学 経営学部・教育学部・スポーツ健康科学部・社会福祉学科生
6	令和元年 6 月 4 日	愛知教育大学 教育学部「経済学概論」受講者
7	令和元年 6 月 5 日	日本大学（三島）国際関係学部
8	令和元年 6 月 11 日	岐阜県立大垣商業高校 第 1 学年
9	令和元年 6 月 17 日	東海学院大学 人間関係学部及び健康福祉学部「経済学」受講者
10	令和元年 6 月 18 日	愛知県立新城高校 第 3 学年
11	令和元年 6 月 25 日	中京大学 「経済学 A」受講者
12	令和元年 7 月 2 日	名城大学 都市情報学部及び人間学部「経済と社会」受講者
13	令和元年 7 月 9 日	岐阜聖徳学園高等学校 第 1 学年
14	令和元年 7 月 18 日	高岡法科大学 法学部「経済法Ⅰ」受講者
15	令和元年 9 月 24 日	藤枝北高等学校 第 3 学年
16	令和元年 9 月 25 日	愛知県立大府高校 定時制第 2 学年
17	令和元年 9 月 27 日	日本福祉大学 経済学部及び国際福祉開発学部の学生